



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 田尾 祐一  
コード番号 8713 東証第一部  
問合せ先 執行役副社長 宮下 典夫  
(TEL. 022-290-8800)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ① 平成 29 年 4 月の銀行法改正における銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しに対応することを可能とするため、第 2 条に定める目的を変更いたします。
- ② 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、第 15 条に定める招集権者および議長に関する条文を変更いたします。
- ③ 経営環境の変化に備え、役付執行役を機動的かつ柔軟に定められるよう、第 35 条第 2 項の役付執行役に関し、所要の変更を実施いたします。
- ④ 会社設立時に設けた附則を削除いたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙をご参照ください。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成 29 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 29 年 6 月 23 日

以上

【本件に関するお問い合わせ先（報道関係）】

I R グループ 大石（TEL:022-290-8800）、佐藤（TEL:023-626-9006）、市田（TEL:018-833-4211）

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p><b>第 2 条</b> 当社は、銀行法に定める銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>(2) <u>その他前号の業務に付帯または関連する業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第 2 条</b> 当社は、銀行法に定める銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>(2) <u>その他銀行法により銀行持株会社が営むことのできる業務</u></p> <p>(3) <u>その他前各号の業務に付帯または関連する業務</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p><b>第 15 条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会議長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会議長</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序</u>により、他の<u>執行役</u>が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><b>第 15 条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会が定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、<u>予め取締役会の定める順序</u>により、他の<u>取締役</u>が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>③ 前 2 項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>
<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><b>第 35 条</b> 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、執行役社長 1 名、<u>専務執行役、常務執行役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><b>第 35 条</b> 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議によって、執行役社長 1 名および<u>その他の役付執行役若干名</u>を定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(最初の事業年度)</p> <p><b>第 1 条</b> <u>第 42 条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(附則の削除)</p> <p><b>第 2 条</b> <u>本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結をもって、削除されるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>&lt;削除&gt;</u></p>